

下仁田町の介護保険料についてお知らせします

○下仁田町の平成24年度から平成26年度における介護保険料「基準額」は下記のとおり決まりました。

下仁田町の基準額 60,000円（年額）

○介護報酬改定・サービス利用量の増加を見込んだ結果、今までより、基準額が増額になりました。

○「基準額」をもとに所得に応じて1～6段階の保険料に分かれます。

■所得区分別介護保険料（年額）

区分	対象者		介護保険料年額（基準額に対する割合）	
第1段階	住民税世帯 非課税	生活保護者・老齢福祉年金受給者	30,000円	(0.50)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	30,000円	(0.50)
第3段階		第2段階対象者以外の者	45,000円	(0.75)
第4段階	住民税世帯課税 かつ本人非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,000円	(0.95)
		上記対象者以外の者（基準額）	60,000円	(1.00)
第5段階	住民税本人課税	合計所得金額190万円未満の者	75,000円	(1.25)
第6段階		合計所得金額190万円以上の者	90,000円	(1.50)

○介護保険料及び制度の内容が分かるパンフレットを作成し全戸配布する予定です。

※平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「下仁田町老人福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画」を策定いたしました。役場町民ホールにて閲覧ができますので是非ご覧下さい。

【問い合わせ先】 介護保険制度については… 健康課 介護保険係 内線323・324
保険料については… 総務課 税務係 内線331

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成します

70歳以上の方を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行っています。

このワクチンは接種するかどうかは各自の判断で行う任意接種となりますので、接種にあたっては医師と十分ご相談ください。

接種を希望する場合は、接種前の申請が必要です。申請場所は下仁田町健康課保健環境係です。

（※『下仁田町役場』ではなく、文化ホール西側の建物『保健センター』1階です。）

ワクチンの種類	高齢者肺炎球菌ワクチン
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 下仁田町に住所を有する、接種日において70歳以上の方 今までに下仁田町で肺炎球菌ワクチンの助成を受けたことのない方（助成は1回限りです）
接種費用 （自己負担金）	3,500円 <ul style="list-style-type: none"> 指定の医療機関の接種費用7,000円の半額を助成します。 生活保護の方は無料になりますので、お申し出ください。
接種方法	(1) 下仁田町保健センターへ申請し、予診票を受け取る。 ※持ち物 身分証明書（健康保険証、運転免許証など）、印鑑（朱肉をつけるもの） ※申請は代理人でも可能です。 (2) 接種者が各自で指定医療機関に予防接種の予約をする。 ※指定医療機関は申請の際にご案内します。 (3) 予診票を持って病院に行き、予防接種を受ける。 (4) 接種後、費用の半額（3,500円）を支払う。

○注意事項 ・指定の医療機関以外で接種した場合は助成対象になりません。

【問い合わせ・申し込み先】 健康課保健環境係（保健センター内） ☎82-5490